

## 下市町若者定住集合住宅入居補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、若者世帯が下市町内に住宅を確保するための支援を行い、下市町で育った子どもたちが下市町で住み続けると共に、若い世代に移り住んでもらい、活力ある下市町を創造することを目的として、予算の範囲内において下市町若者定住集合住宅入居補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者定住集合住宅 令和元年度以降に新築された町内の民間賃貸集合住宅のうち、住宅新築者の申請（第1号様式）により町の認定（第2号様式）を受けた住宅をいう。町は次に掲げる要件を全て満たす場合に若者定住集合住宅と認定する。
  - ア 住宅は、1棟の建物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立していること
  - イ 若者世帯を対象に入居の先行募集を行うこと。また、若者世帯の入居募集時及び決定時に速やかに町に報告を行うこと
  - ウ 住宅には、町が提供する「下市町定住促進住宅」と表記したプレートを設置し、町がその呼び名を使用する事を了承すること
  - エ 集合住宅新築に係る地元自治会の理解を得た上で、第5条第1項第4号に規定する証明書の作成等の協力を得ること
- (2) 若者世帯 世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満で世帯構成員に世帯主及びその配偶者を含む世帯をいう。但し、ひとり親家庭については、世帯主が、18歳以上45歳未満で、世帯主及びその子どもを含む2人以上の世帯構成員とする。
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除く。
- (4) 住宅手当 住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする（以下「賃借 補助対象者」という。）。

- (1) 若者世帯であること。
- (2) 新たに若者定住集合住宅の賃貸借契約を締結し、当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が町の住民基本台帳に記録され、現に居住すること。

- (3) 賃借人及びその世帯構成員の転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではなく、本町に定住する意思があること。
  - (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
  - (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の申請を行い、当該申請に係る第4条別表に規定する交付対象期間を経過していないこと。
  - (6) 賃借人及びその世帯構成員が町税を滞納していない者であること。転入の場合は、下市町に住所を移転する以前において滞納がないこと。
  - (7) 賃借人及びその世帯構成員が下市町暴力団排除条例（平成24年3月下市町条例第1号）の規定により制限されている者でないこと。
  - (8) 地域住民との親睦を図り、自治会に加入し、自治会活動等に積極的に参加すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、貸借補助対象者が居住する場合に限り若者定住集合住宅の賃貸人等も補助金の交付対象者（以下「賃貸 補助対象者」という。）とする。

（補助金の種類等）

第4条 補助金の種類、額及び交付対象期間等の要件は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下市町若者定住集合住宅入居補助金交付申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、添付書類について町長がやむを得ないと認める場合は、省略することができる。

- (1) 下市町若者定住集合住宅入居補助金誓約書（第4号様式）
- (2) 同居する世帯員全員の住民票
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 自治会加入証明書（第5号様式）
- (5) 世帯員全員の納税証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第6条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、下市町若者定住集合住宅入居補助金交付（却下）決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第15条に規定する報告や調査等に協力をすること。
- (2) 補助金に関する領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。

(補助金交付申請書の内容変更の届け出及び承認)

第8条 交付決定者は、当該申請した内容に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から14日以内に、下市町若者定住集合住宅入居補助金変更承認申請書（第7号様式）に第5条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し下市町若者定住集合住宅入居補助金変更決定（却下）通知書（第8号様式）により交付決定者にその旨通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、毎年度の3月28日までに下市町若者定住集合住宅入居補助金事業実績報告書（第9号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 年度内の毎月の家賃の支払が確認できる書類
- (2) 同居する世帯員全員の住民票

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し適正であると認めるときは、下市町若者定住集合住宅入居補助金確定通知書（第10号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、下市町若者定住集合住宅入居補助金請求書（第11号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第 13 条 前条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた者は、補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第 14 条 交付決定者は、この補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第 15 条 町長は、必要があると認めるときは交付決定者に報告を求め、又は担当職員に実施調査を行わせることができる。

(他法令との関係)

第 16 条 国、県並びに町の規定に基づき交付を受ける他の住宅家賃等補助に係る補助金等の対象経費として含まれていないこと。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

種類	補助金の額	交付対象期間等
賃借 補助対象者補助金	<p>毎月 10,000 円</p> <p>但し、6 年目以降は 5,000 円</p>	<p>新築竣工した月の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年間までの家賃を対象とする。</p> <p>※入居後一定期間経過した時点でこの要綱に基づく補助金申請（交付決定）を行った場合、又は若者世帯等になり補助金申請（交付決定）を行った場合については、10 年（120 月）から交付対象期間となる入居期間の月数を差し引いた期間を交付対象期間とする。</p> <p>※入居者が入れ替わった場合等においても、交付対象期間は「賃貸 交付対象者補助金」の交付対象期間までとする。</p>
賃貸 補助対象者補助金	<p>「賃借 交付対象者補助金」の対象となる入居戸数ごとに毎月 5,000 円</p>	<p>新築竣工した月の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年間とする。</p> <p>※「賃借 交付対象者」が居住する場合に限り対象とする。</p>